全体についての防火管理に係る消防計画

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条の２第１項に基づき、統括防火管理者が、

　　　　　　　　　　　　　の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、

　　　　　　　　　に勤務し、出入りする全ての者とする。

（管理権原者の責務）

第３条　管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

２　管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。

３　管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。

４　管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、下松市消防長に届け出る。

（防火管理者の責務）

第４条　防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。

(1) 防火管理者に選任又は解任されたとき

(2) 事業所の消防計画を作成又は変更するとき

(3) 防火対象物の法定点検の実施及び結果について

(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について

(5) 建物等の定期検査の実施及び結果について

(6) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき

(7) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき

(8) 臨時に火気を使用するとき

(9) 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき

(10) 客席又は避難通路の変更を行うとき

(11) 用途（一時的を含む。）を変更するとき

(12) 内装改修又は改築等の工事を行うとき

(13) 催物を開催するとき

(14) 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき

(15) 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき

(16) 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき

(17) 消防機関が行う検査等の実施及び結果について

(18) 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき

(19) その他火災予防上必要な事項

２　防火管理者は、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

（管理権原者の権原の範囲等）

第５条　防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲については、別記のとおりとする。

２　防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。

(1) 防火対象物の法定点検は、　　　　　　　　　　　　　　　　の責任により行う。

(2) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

３　消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。

(1) 消防用設備等の法定点検は、　　　　　　　　　　　　　　　の責任により行う。

(2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。

(3) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

４　自主点検は次のとおり実施する。

(1) 統括防火管理者は、別表１「自主点検チェック表「建築物等」」及び別表２「自主点検チェック表「消防用設備等」」に基づき、自主点検を実施するものとする。

(2) 自主点検の実施時期は、　　　　　　　　　　　　　　　とする。

５　統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に保管する。

６　統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

（自衛消防訓練）

第６条　統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を　　　　　　　　　　　　　　　　実施する。

２　統括防火管理者は、前項の訓練等を実施する際には、「消防訓練実施計画届出書」により消防本部へ通知するものとする。

（避難施設等の維持管理及びその案内）

第７条　統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、防火区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

(1) 廊下、階段、通路等は避難の障害となる設備又は物品を設けない。

(2) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

(3) 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

(4) 防火戸の閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

（自衛消防活動等）

第８条　火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

　　火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。

(2) 消火活動

　ア　火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。

　イ　事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

　ア　事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。

イ　事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

２　休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

(1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。

(2) 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。

(3) 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

（教育・資格管理業務）

第９条　統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

２　統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練時にあわせて実施する。

３　統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は、次による。

(1) 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知

(2) 各事業所の権原の範囲とその責務等

(3) 自衛消防隊の編成とその任務

(4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領

(5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

(6) 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

(7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

４　各管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行い、甲種防火管理者再講習の受講を徹底する。

（震災対策）

第１０条　統括防火管理者は、地震時の災害の発生を予防するため、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

２　統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

（地震時の活動）

第１１条　地震時の活動は、第８条に準じて行うほか次によるものとする。

(1) 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。

(2) 防火管理者は、事務所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。

(3) 被害のない事務所又は活動の終了した事務所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。

（全体についての防火管理業務の一部委託）　【　該当　・　非該当　】

第１２条　防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）及びその業務の範囲等については、次のとおりとする。

(1) 委託する時間帯及び方法

　　 　　時　　分から　　時　　分まで ・（常駐・巡回・遠隔移報）方式

(2) 業務範囲

□　火気使用箇所の点検等監視業務

□　火災が発生した場合の初動措置

□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

(3) 受託者

　　　　　事業所名

　　　　　住　　所

　　　　　電　　話

　　　　　代表者名

２　統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火管理業務について、委託契約等の内容を確認する。

３　受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者の指示の下にその業務を実施する。

４　受託者は、受託した全体についての防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者等に報告する。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策）　【　該当　・　非該当　】

第１３条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震の発生に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災対策上必要な事項については、別に定める。

（その他）

第１４条　本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

　　　附　則

　この計画は、　　　　年　　月　　日から施行する。

別　記

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者（法人の場合は名称及び代表者氏名） | 所有部分 | 権原の範囲 |
|  |  | 　 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲 | 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別表１

自主点検チェック表「建築物等」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施区分 | 点検項目 | 点検結果 |
| 建物周囲 | 可燃物が放置されていないか |  |
| 避難上、消火活動上有効な通路や空地が確保されているか |  |
|  |  |
|  |  |
| 防火区画 | 防火戸等の直近に開閉を妨げる物品はないか |  |
| 防火戸等の変形、破損はないか |  |
| 防火戸等はスムーズに開閉するか |  |
|  |  |
| 避難口廊下階段避難通路 | 避難の妨げとなる物品はないか |  |
| 誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか |  |
| 非常口は容易に開閉できるか |  |
| 床面につまずき、すべり等の発生要因はないか |  |
|  |  |
| 防炎物品 | カーテン、じゅうたん等は防炎物品が使用されているか(防炎表示ラベルで確認)(防炎防火対象物の場合) |  |
|  |  |
| 火気管理 | 喫煙は指定された場所以外で行っていないか |  |
| 吸殻の処理は適切か |  |
| 火気使用設備、器具に異常はないか |  |
| 火気使用設備、器具は、指定された場所以外で使用していないか |  |
| 厨房の天蓋のグリスフィルターは清掃されているか |  |
|  |  |
| 危険物少量危険物 | 施設に漏れ、飛散、破損、腐食等の異常はないか |  |
| 標識に破損、よごれ等はないか |  |
| 可燃物を放置していないか |  |
|  |  |
| 備考 |  |  |
| 点検実施者氏名 | 統括防火管理者確認 |
|  |  |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　○×…即時改修

別表２

自主点検チェック表「消防用設備等」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 点検項目 | 点検結果 |
| 消火器 | 階ごとに適正な位置に設置されているか |  |
| 変形、損傷、腐食等がないか |  |
| 標識の破損、よごれ等はないか |  |
| 圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備屋外消火栓設備パッケージ型消火設備補助散水栓 | 扉の開閉及び操作を妨げる物品等はないか |  |
| ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか |  |
| バルブ類は適正な開閉状態になっているか |  |
| 動力消防ポンプ設備 | 常時使用できるよう適正な場所に設置されているか |  |
| 変形、損傷、著しい腐食等はないか |  |
| スプリンクラー設備泡消火設備水噴霧消火設備パッケージ型自動消火設備 | ヘッドの周囲に障害物はないか |  |
| ヘッドの変形、破損、腐食等はないか |  |
| 間仕切り変更等によるヘッドの未警戒部分はないか |  |
| 圧力計の指示圧力は適正か(制御弁室、ポンプ室) |  |
| バルブ類は適正な開閉状態になっているか |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備 | ヘッドの変形、破損はないか |  |
| 起動装置の周囲に操作の障害物はないか |  |
| ボンベ室は漏水、異常高温となっていないか |  |
| 操作等の説明標識はついているか |  |
| その他の移動式消火設備 | 扉の開閉及び操作を妨げる物品等はないか |  |
| ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか |  |
| 使用方法は明示されているか |  |
| 自動火災報知設備 | 感知器に変形、破損はないか |  |
| 間仕切りの変更等による感知器の未警戒部分はないか |  |
| 発信機の周囲に障害物はないか |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか |  |
| 受信機のスイッチは正常な位置にあるか |  |
| ベルは停止状態になっていないか |  |
| 警戒区域図は受信機の付近に設置してあるか |  |
| 予備電源の容量は適正か |  |
| 非常警報設備(非常ベル・放送設備) | ベル又は放送の音量は適正か |  |
| 放送設備の階選択、一斉放送等の操作機能は正常か |  |
| ベル又はスピーカーの変形、脱落等はないか |  |
| 予備電源の容量は適正か |  |
| ガス漏れ火災警報設備 | 検知器、中継器の変形、破損等はないか |  |
| 受信機のスイッチは正常な位置にあるか |  |
| 検知器の表示灯は、正常に点灯しているか |  |
| 警戒区域図は受信機の付近に設置してあるか |  |
| 予備電源の容量は適正か |  |
| 漏電火災警報器 | 交流器に変形、破損はないか |  |
| 受信機に異常はないか |  |
| 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置) | 本体の周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないか |  |
| 本体に変形、腐食、操作部分の損傷等はないか |  |
| 遠隔起動装置の周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないか |  |
| 遠隔起動装置に変形、腐食、操作部分の損傷等はないか |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 避難器具(緩降機・避難はしご・救助袋等) | 操作に障害となる物品等はないか |  |
| 容易に接近できるか |  |
| 降下空間の途中に看板、エアコン屋外機等の障害物はないか |  |
| 避難空地には障害となるものが置かれていないか |  |
| 取付場所の窓等は容易に開放できるか |  |
| 標識、取扱い説明板等の破損、脱落はないか |  |
| 器具の腐食、破損等はないか |  |
| 誘導灯誘導標識 | 表示パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか |  |
| 予備電源による点灯は正常か |  |
| 照明器具、装飾等でみえにくくなっていないか |  |
| 器具の変形、破損等はないか |  |
| 室内のレイアウト等の変更により、設置位置が不適切となっていないか |  |
| 消防用水 | 採水口周囲に障害物はないか |  |
| 消防車は容易に接近できるか |  |
| 水量は確保されているか |  |
| 排煙設備 | 垂れ壁の作動障害はないか |  |
| 起動装置の近くに妨げとなる物品等はないか |  |
| 手動操作箱、装置に変形、破損等はないか |  |
| 制御盤の電源等に異常はないか |  |
| 連結散水設備 | ヘッドの周囲に障害物はないか |  |
| ヘッドの変形、破損等はないか |  |
| バルブ類は適正な開閉状態になっているか |  |
| 送水口付近に障害物はなく、送水区域表示図があるか |  |
| 連結送水管 | 各階の放水口表示灯等に異常はないか |  |
| 放水口箱扉の開閉を妨げる物品または変形等はないか |  |
| 送水口付近に障害物はないか |  |
| 送水口標識板に破損等はないか |  |
| 非常コンセント設備 | 保護箱周囲に障害物はないか |  |
| 保護箱扉は容易に全開できるか |  |
| 表示灯は点灯しているか |  |
| 無線通信補助設備 | 保護箱周囲に障害物はないか |  |
| 保護箱扉は容易に全開できるか |  |
| 接続端子に変形、破損等はないか |  |
| 非常用進入口 | 標識、表示灯に異常はないか |  |
| 進入口の周囲に障害となる物品等はないか |  |
| 備考 |  |  |
| 点検実施者氏名 | 統括防火管理者確認 |
|  |  |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　○×…即時改修